

外国人の権利と個人通報制度
Rights of Undocumented Persons and
Individual Communications under Human Rights Treaties

2010年5月16日（日）法政大学
窪 誠（くぼ・まこと 大阪産業大学）
KUBO Makoto (Osaka Sangyo University)

キーワード：外国人の権利、個人通報制度、国際人権法

はじめに

A. 規範：国家人権から普遍的人権へ

世界人権宣言

第1条

すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。

第13条

- 1 すべて人は、各国の境界内において自由に移転及び居住する権利を有する。
- 2 すべて人は、自国その他いずれの国をも立ち去り、及び自国に帰る権利を有する。

第14条

- 1 すべて人は、迫害を免れるため、他国に避難することを求め、かつ、避難する権利を有する。
- 2 この権利は、もっぱら非政治犯罪又は国際連合の目的及び原則に反する行為を原因とする訴追の場合には、援用することはできない。

第15条

- 1 すべて人は、国籍をもつ権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままにその国籍を奪われ、又はその国籍を変更する権利を否認されることはない。

B. 形式的人間化：undocumented→documented 化＝退去強制例外の拡大

（ア）危険性の考慮

- 1、難民：ノンルフールマン原則：難民条約（迫害送還禁止＋国家安全の例外）
→拷問禁止（欧州3, 自由権規約7）拷問送還禁止＋例外なし

2、犯罪人引渡し：Soering 事件

→追放一般に拡大、Chahal 事件：国家安全<3条→Ahmut 事件「通常条約難民の定義には該当しない、反体制活動や出身国の一般的状況も考慮」→拷問禁止条約3→自由権規約7 (cf. 一般的意見20, paras. 2-3.) →強制失踪条約

(イ) 権利の考慮：プライバシーの保護（自由権規約17）、家庭の保護（自由権規約23）

(ウ) 弱者の考慮：子どもの権利（自由権規約23）→子どもの権利条約

→女性の権利（自由権規約3）：DV、不安定状態（滞在、親権）→女性差別撤廃条約→人身取引議定書→移住労働者権利条約

C. 実質的人間化：生活確保

相互主義 → 内外人平等：住宅、教育、労働、医療、社会保障、参政権

外国人差別 → 差別禁止：国家の積極的措置：加害者処罰、教育文化促進

<非正規滞在の犯罪化と脱サービス化>

1、平成12年12月入管法改正 「不法滞在罪」新設

2 「新居警察署 不法滞在は犯罪です」
(www.police.pref.shizuoka.jp/keisatusho/arai/.../fuhoutaizai.htm)

3、脱サービス化

「不法滞在者は本来我が国で在留する資格を有しない者であり、市町村が一般的に行政サービスを行う対象とは位置付けられない」総務省・法務省「適法な在留外国人の台帳制度についての基本構想」2008年3月

おわりに

【参考文献】

近藤 敦 『外国人の人権と市民権』明石書店、2001年
川村 真理 『難民の国際的保護』現代人文社、2003年